

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付要項

1 事業趣旨

福島県緊急事態措置に基づく施設休止の協力要請や協力依頼（以下「休業要請等」という。）の対象事業者に福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「福島県休業協力金」という。）を支払うことで、休業要請等に協力していただき、県民の不要・不急の外出や繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を促し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とします。

2 交付対象者及び交付要件

(1) 交付対象者

県内に本所又は支所のある法人及び個人事業主（以下「事業者等」という。）

別表1「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設」のとおり。

(2) 交付要件

- ア 県の休業要請等に応じて、緊急事態措置の期間のうち少なくとも4月28日（火）から5月6日（水）までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること。
- イ 令和2年4月20日（月）以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること。
- ウ 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

3 交付額

- ① 休止等をしている県内の事業所の全てが自己所有の事業者等 10万円
- ② 休止等をしている県内の事業所のうち、賃借している事業所が1か所の事業者等 20万円
- ③ 休止等をしている県内の事業所のうち、賃借している事業所が2か所以上の事業者等 30万円

4 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和2年5月15日（金）から令和2年7月31日（金）まで

(2) 申請に必要な書類

別表2のとおり。なお、必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 申請受付方法

ア 電子申請の場合

福島県商工総務課のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金」のページから、電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。

(URL) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin.html>

イ 郵送の場合

(宛先) 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留

福島県休業協力金事務局 宛

※郵送申請の場合は、7月31日（金）の消印有効

※切手（送料は申請者負担）を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

（４）その他

ア 持参による申請受付は行いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

イ 申請書類は、福島県商工総務課のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金」（URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin.html>）のページからダウンロードしていただくか、お住まいの市町村、県商工総務課又は各地方振興局（別表3）でお受け取りください。

5 交付決定

- （１）申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは福島県休業協力金を交付します。
- （２）申請書類の審査の結果、福島県休業協力金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

6 留意事項

- （１）申請内容に関して、万が一不正があった場合には、事業者名を公表する等の対応を取る場合があります。
- （２）申請で把握した個人情報、福島県休業協力金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用します。

7 問合せ先

新型コロナウイルス感染症に関する「福島県休業協力金」の専用相談窓口（福島県休業協力金コールセンター）

（電話）024-521-8575

（受付時間）毎日9時30分から17時30分まで